

○平成27年度森林環境保全基金事業 一覧

資料4

金額単位：千円、（ ）内は平成26年度当初予算額

施策	事業名 (担当課)	事業内容	予算額			備考
				国補	基金	
多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	森林環境保全推進事業費 (森林整備課 県有林課)	荒廃森林再生事業 【879ha】 ○荒廃した民有林の間伐を進め、針葉樹と広葉樹の混じり合った森林に再生 ・荒廃森林を解消するための間伐 ・間伐区域内の急傾斜地等で伐倒木を林内に放置することが適当でない箇所での伐倒木の集積 ・間伐区域内の残存木を獣害から保護（皮剥防止工） ・間伐を実施するために必要な森林作業道開設、既設作業道等補修 ・森林所有者の確認・把握、事前準備のための荒廃林の調査、所有者との現地踏査、測量など 事業実施に向けた取り組み作業	427,607 (438,673)	184,409 (186,851)	243,198 (251,822)	
		里山再生事業 【131ha】 ○長期間放置され低木類や竹・つるの繁茂により荒廃した里山林を再生 ・里山林の再生を目的とした不用木の除去 ・野生鳥獣対策や里山景観の向上を図るための除伐木の林内集積 ・里山林に侵入した竹等の除去 ・荒廃した里山林の解消のため、森林に編入が可能な耕作放棄地の絞り込み調査 ・森林所有者の確認・把握、事前準備のための荒廃林の調査、所有者との現地踏査、測量など 事業実施に向けた取り組み作業	60,628 (51,273)	20,815 (15,373)	39,813 (35,900)	
		広葉樹の森づくり推進事業 【17ha】 ○広葉樹の植栽により水源かん養や生物多様性などの公益的機能を増進 ・広葉樹苗木の植栽・保育 ・苗木の食害防止を図るための植栽木の保護（食害防止工） ・森林所有者の確認・把握、事前準備のための荒廃林の調査、所有者との現地踏査、測量など 事業実施に向けた取り組み作業（民有林のみ）	81,242 (89,604)	42,424 (46,809)	38,818 (42,795)	
	小計	569,477 (579,550)	247,648 (249,033)	321,829 (330,517)		
木材・木質バイオマスの利用促進	甲斐の木づかい推進事業費補助金 (林業振興課)	○県産材を利用する意識を醸成することにより県産材の利用促進を図るため、市町村、学校法人及び社会福祉法人が行う、県産材を使用した学習用備品を学校施設等に導入するための経費に助成 ・補助率：1/2以内 ただし、机・椅子1セットの補助の上限30,000円 【机・椅子195組】	3,900 (3,000)	0 (0)	3,900 (3,000)	
	小計	3,900 (3,000)	0 (0)	3,900 (3,000)		

施策	事業名 (担当課)	事業内容	予算額			備考
				国補	基金	
社会全体で支える仕組みづくり	県民参加の 森林づくり 推進事業費 (森林環境総務課) (林業振興課)	○地球温暖化防止、水源かん養など森林の持つ様々な機能を多くの県民に理解していただき、 県民参加の森づくりを進めるため、普及啓発事業を実施 ・「森林整備現場見学会」 ※森林環境保全基金事業（森林整備）実施箇所を数箇所見学し、事業内容等を説明 ・森林環境税情報誌「木もれ日」の発行 ※森林整備の実施状況や、森林環境税を活用して活動を行っている団体等を紹介する情報 誌 を発行し、県民に広く情報発信する。 ・「木質バイオマス普及啓発イベント」 ※家庭用の木質バイオマス設備(ペレットストーブ・薪ボイラー等)の展示・説明会(2回)	1,820 (1,317)	0 (0)	1,820 (1,317)	
	森林体験活動 支援費補助金 (みどり自然課)	○子どもたちが、森林の中で様々な体験活動を行い、森づくりの重要性や必要性を学ぶことで、 将来にわたり森林を守っていく心を育むことを目的に、教育機関等が、学校林や森林公園等で 森林環境教育の一環として行う森林体験活動に対し助成 ・対象事業：次のいずれにも該当する森林体験活動 ア 森林散策、森林の観察、森林を活用した自然体験学習会、間伐体験、 植樹体験等の活動 イ 学校林や森林公園等、県内において既に整備されているフィールドを活用 ウ 教育機関等が直接実施、又は、教育機関等がNPO等の団体に実施委託 ・補助率：10/10以内（ただし、1教育機関等当たりの交付限度30万円）	2,400 (2,400)	0 (0)	2,400 (2,400)	
	地域の森づくり 活動支援費補助金 (みどり自然課)	○NPO等の民間団体や地域住民など多くの県民が、森づくり活動を通じて、森林の果している 役割についての理解を深め、社会全体で森林を守り育てる気運の醸成を図ることを目的に、 山梨県内に事務所を有するNPO等民間団体が行う森林整備活動に対し助成 ・対象事業：次のいずれにも該当する森づくり活動 ア 植栽、下刈、除伐、間伐等の森林整備活動 イ 森林所有者との協定※を締結した県内の民有林を整備するもの ※協定内容：土地の立ち入り、森づくり活動、事業実施から10年間の皆伐禁止の承諾等 ・補助率：1/2以内（ただし、1件当たりの交付限度25万円）	1,400 (2,000)	0 (0)	1,400 (2,000)	
	森林環境保全基金 運営委員会開催費 (森林環境総務課)	○森林の保全等を目的とした新税活用事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、 森林環境保全基金運営委員会を設置 ・委員8名 ・年2回開催 ・事業効果検証モニタリング調査 ※森林環境保全推進事業実施後の経年変化を定点観測し、事業効果の検証調査を行う	464 (459)	0 (0)	464 (459)	
小 計			6,084 (6,176)	0 (0)	6,084 (6,176)	
合 計			579,461 (588,726)	247,648 (249,033)	331,813 (339,693)	

森林環境保全基金管理状況

金額単位：円

平成26年度

1 平成25年度からの残金

区分	金額
平成25年度末基金残高	A 25,253,789

2 繰越事業予算額

区分	金額
平成24年度からの繰越事業	14,495,653
平成25年度からの繰越事業	174,931,865
計	B 189,427,518

3 基金積立額

区分	金額	
森林環境税	平成25年度 税収額確定に伴う精算額	4,877,975
	平成26年度 税収額	C 272,357,000
神奈川県との共同事業負担金	平成25年度繰越事業分	D 30,774,532
	平成26年度事業分	E 20,602,000
小計	328,611,507	
基金利子収入	68,241	
計	328,679,748	

4 執行額（充当額）

区分	金額
平成25年度繰越事業執行額	F 220,096,485
平成26年度森林環境保全基金事業費充当額	G 201,132,529
小計	421,229,014
平成27年度への繰越額	H 68,312,000
計	489,541,014

5 年度末基金残高

区分	金額
平成25年度 税収額確定に伴う精算額	4,877,975
執行残額（平成26年度事業分）	A+C+E-G-H 48,768,260
平成26年度 基金利子収入	68,241
計	53,714,476

※平成25年度繰越事業に係る執行残（B+D-F:105,565円）については、平成27年度に基金へ積み戻しを行う。

平成27年度（予定）

6 平成26年度からの残金

区分	金額
平成26年度末基金残高	I 53,714,476

7 繰越事業予算額

区分	金額
平成26年度からの繰越事業	68,312,000

8 基金積立額

区分	金額	
森林環境税	平成26年度 税収額確定に伴う精算額	-159,423
	平成27年度 税収見込額	J 277,916,000
神奈川県との共同事業負担金	平成26年度繰越事業分	24,000,000
	平成27年度事業分	K 25,754,338
小計	327,510,915	
基金利子収入	42,000	
平成24・25年度執行残額	107,329	
計	327,660,244	

9 執行（充当）予定額

区分	金額
平成26年度繰越事業執行額	92,312,000
平成27年度森林環境保全基金事業費充当額（H27予算額）	L 331,813,000
小計	424,125,000

10 年度末基金残高

区分	金額
執行残額（平成27年度事業分）	I+J+K-L 25,412,391
平成24・25年度執行残額	107,329
平成27年度 基金利子収入	42,000
計	25,561,720

※執行残額については、平成28年度の森林環境保全基金事業に充当予定。

山梨県森林環境税に関するアンケート調査（平成28年1月）

県政モニター

別紙回答票に選択した番号を記入してください。

問1 あなたの性別はどちらですか。あてはまる番号を選択してください。

1. 男性 2. 女性

問2 あなたの年齢はおいくつですか。あてはまる番号を選択してください。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代 6. 70代以上

問3 あなたのお住まいの市町村はどちらですか。あてはまる番号を選択してください。

峡中地域	1. 甲府市 2. 南アルプス市 3. 甲斐市 4. 中央市 5. 昭和町
峡北地域	6. 韭崎市 7. 北杜市
峡東地域	8. 山梨市 9. 笛吹市 10. 甲州市
峡南地域	11. 市川三郷町 12. 早川町 13. 身延町 14. 南部町 15. 富士川町
東部地域	16. 都留市 17. 大月市 18. 上野原市 19. 道志村 20. 小菅村 21. 丹波山村
富士五湖地域	22. 富士吉田市 23. 西桂町 24. 忍野村 25. 山中湖村 26. 鳴沢村 27. 富士河口湖町

問4 あなたのお住まいの地域についてあてはまる番号を選択してください。（番号を1つ選択）

- 住宅や商店が多い地域（住居地域）（商業地域）（工業地域）
* 住居、商業施設、工業施設の多い地域にお住まいの方はこちらを選択してください。
- 農地や森林が多い地域（農業地域）（森林地域）
* 農地や森林の多い地域にお住まいの方はこちらを選択してください。
- その他（ ）

問5 あなたは、山梨県の森林にどのような役割を期待していますか。（番号を2つまで選択）

本県は県土面積の77.8%が森林です。
「豊かな水をたくわえ供給する働き」など、森林にはいろいろな働きがあります。

- 木材の生産や、きのこ・山菜などの林産物を生産する働き
- 豊かな水をたくわえ、供給する働き
- 山崩れや洪水などの災害を防止する働き
- 二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化を防止する働き
- 空気をきれいにする働きや騒音をやわらげる働き
- 貴重な野生動植物の生息の場を提供する働き
- 自然に親しみ、癒（いや）しや安らぎなど、リフレッシュや行楽の場としての働き
- 自然の大切さを学ぶ環境教育の場を提供する働き
- 美しい自然景観を形成する働き

別紙回答票に選択した番号を記入してください。

10. 特に期待することはない

11. その他（

問6 現在の森林環境税を活用した取り組み（税の使途）についてどのように考えますか。

（番号を1つ選択）

木材価格の低迷や山村地域の過疎化、高齢化が進行したことにより、本県の民有林の多くが手入れができず荒廃していることから、森林環境税を活用し、荒廃森林の再生などに取り組んでいます。その他の取り組みについては、別添資料をご覧ください。

1. 使途を拡充した方が良い

2. 現状のままで良い

3. 使途を縮小した方が良い

4. やめた方が良い

5. わからない

→ 1～3を選択された方は問7へ

→ 4又は5を選択された方は問8へ

※ 拡充や縮小についての具体的なご意見・ご提案につきましては、別紙回答票の問12へご記入ください。

問7 問6で1～3を選択された方に伺います。

あなたは森林環境税を活用して、どのような取り組みを行う必要があると考えますか。

（番号をいくつでも選択）

<現在、森林環境税を活用し取り組んでいます>

1. 荒廃した森林の整備

2. 里山林の再生

3. 広葉樹苗の植栽など広葉樹の森づくり

4. 県産材利用への助成（学校へ机・椅子導入補助）

5. 木質バイオマスエネルギーの利用促進に向けた普及啓発

6. 森林や環境についての学習や自然と親しむことができる機会の拡大

7. 森林保全や環境問題に取り組むボランティア・民間団体などの活動支援

8. 森林環境税への理解を深めるため、森林の大切さや環境問題などに関する情報提供や啓発活動の充実

<現在、森林環境税では取り組んでいません>

9. 森林を整備する担い手（働き手）の育成

10. シカやツキノワグマなどの獣害対策

11. 松くい虫等の病虫害対策

12. 集落周辺や道路沿線等の森林の修景整備

13. その他（

別紙回答票に選択した番号を記入してください。

問8 すべての方に伺います。

あなたは森林環境税を活用した取り組みを今後も継続することについて、どのように考えますか。

（番号を1つ選択）

- | | | |
|---------------|---|-----------------------|
| 1. 賛成 | } | → 1又は2を選択された方は問9、問10へ |
| 2. どちらかといえば賛成 | | |
| 3. どちらかといえば反対 | } | → 3又は4を選択された方は問11へ |
| 4. 反対 | | |
| 5. わからない | → | → 5を選択された方は問10へ |

問9 問8で1又は2を選択された方に伺います。

森林環境税を活用した取り組みを継続すべきと考える理由は何ですか。

（番号をいくつでも選択）

本県の民有林18万5千haのうち、約2万haの森林について整備を行うこととしています。そのうち森林環境税を活用して、平成26年度末までの3年間に、約2千haの森林整備を実施しました。

森林の大切な機能（いろいろな働き）については、別添資料をご覧ください。

1. 森林には、土砂災害の防止や、水をたくわえる働きなど、大切な機能があるため
2. 森林づくりは、継続的に行う必要があるため
3. 整備が必要な森林が、まだ多く存在するため
4. 森林所有者個人の負担では整備できないため
5. 対応していない課題が、まだあるため
6. その他（)

問10 問8で4以外を選択された方に伺います。

森林環境税の負担額について、どのようにすべきと考えますか。 （番号を1つ選択）

個人から1人当たり年額500円、法人から年額の均等割額の5%相当額を負担していただいています。森林環境税の仕組みについては別添資料をご覧ください。

1. 現行を維持すべき
2. 金額を引き上げるべき（年額_____円）
3. 金額を引き下げるべき（年額_____円）
4. わからない
5. その他（)

別紙回答票に選択した番号を記入してください。

問11 問8で3又は4を選択された方に伺います。

森林環境税を活用した取り組みを継続すべきでないとする理由は何ですか。

（番号を1つ選択）

1. これまでの取り組みで充分であるため
2. 現在の森林の状態で問題ないとするため
3. 森林づくりは、森林所有者が主体的に行うべきであるため
4. 税の負担金額が大きいため
5. これまでの森林環境税の使い道や取り組みが適切でないため
6. 森林づくりに関心がないため
7. その他（）

問12 最後に、森林環境税を活用した取り組みについて、何かご意見、ご提案がございましたら、別紙回答票にご自由に記入ください

アンケートは以上です。

ご協力ありがとうございました。



森林環境税を活用した取り組み――山梨県の77.8%を覆う森林を守り育てるために、森林環境税を活用していろいろな取り組みをしています。その内容をご紹介します。――



森林は県民共有の財産です ～森林が有する多様な機能～

山梨の77.8%を覆う森林には、いろいろな力(公益的機能)があります。

豊かな水をたくわえ、供給する働き

山くずれや洪水などを防止する働き

地球温暖化を防止する働き

木材などを生産する働き

生活環境や生物多様性を守る働き

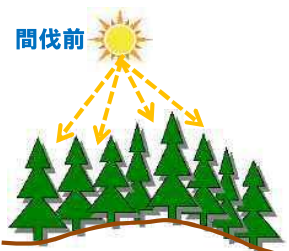
自然に親しみ、自然の大切さを学ぶ場としての働き



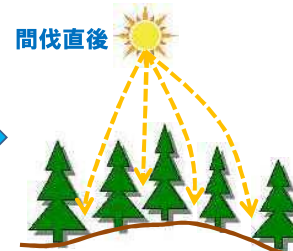
なぜ、森林環境税をいただくのか森林が荒廃してしまうと、森林の持つ公益的機能が発揮できなくなってしまいま

木材価格の低迷や山村地域の過疎化、高齢化が進行したことにより、山梨の民有林の多くは、手入れができずに荒廃しています。

そこで、皆様からいただいている「森林環境税」を使い、荒廃した森林を「元気な森林」によみがえらせています。



手入れがされていないため、木が混みあっていて林内に光が届かず地面近くの植物が育たない



手入れをすることで、林内に光が届くようになり地面近くの植物が



針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ



荒廃した森林を再生させるための森林整備事業 ～荒廃した民有林を、地球温暖化防止・水源かん養などの公益的機能を高度に発揮する森林に育成していきます～



荒廃森林再生事業(間伐)

里山再生事業(除伐)

広葉樹の森づくり推進事業(植栽)

森林環境税を活用して3年間でおよそ2千haの森林整備を実施しました

○植栽後の手入れが行われず、荒廃の進んだ人工林の間伐を行っています。



甲府市高成町 地内



南部町万沢 地内



蓮志村善之木 地内



○集落や農地周辺の「里山林」の整備を行っています。



甲斐市上菅口 地内



身延町大野 地内



○伐採後の造林ができない箇所などに、広葉樹の苗木を植栽しています。



富士川町平林 地内



富士吉田市上郷地 地内



事業効果検証モニタリング調査 森林環境税を活用した森林整備事業の実施により、どのような効果が現れたのかを検証するために、行っています。

○光環境調査：林内に入る光がどれだけ増えるかを調査しています

○植生・更新調査：地面近くの植物量がどれだけ増えるかを調査しています。



県内14箇所で行っています。調査結果は分かりやすく数値化した上で公表しています。



林内が暗く、下層植生がほとんど見られなかった森林を間伐したことで、「林内がどのくらい明るくなり、下層植生がどのくらい生えてきたのか」を調べています。

木材・木質バイオマスの利用推進 ~県産材の利用についての意識を醸成します~

○**県産材を使用した机・椅子のセットを 県内の小・中学校に対し助成しています。**

「地元の木で作った机・椅子なので、親しみがわく」「木の温かみを感じられる」「木の良い香りがして気持ちがいい」など、児童・生徒さんたちから好評を得ています。



森林環境税を活用して3年間で8校220組の県産材の机・椅子が導入されました

小菅村立小菅中学校

早川町立早川中学校

森林体験活動の推進 ~森林の持つ役割を学ぶ環境づくりを推進します~

○**教育機関等が行う森林体験活動へ助成しています。**

子どもたちが森に親しみ、森林についての理解を深めて、森林を守り育てる心を育みます



北杜市立白州中学校



都留文科大学付属小学校



甲府市立甲運小学校



みいず保育園（甲州市）

森林環境税を活用して3年間で35機関2,126人が参加しました

県民参加の森づくりの推進 ~森づくりに対する理解と参加を促進しています~

○**普及啓発を行っています**

森林環境税がどのように利用されているのか、県民の皆さんが実感できる機会として森林整備現場の見学会を開催しています



森林整備現場見学会

木材から作った木質燃料「ペレット」などの普及を図っています



ペレット：木材チップやおが粉、製材くずなどを圧縮成型した固形燃料。燃焼してCO2を発生しますが、木材由来なので、総体的なCO2量は増加しません。新たな燃料として注目されています。



木質バイオマス利用体験教室

ボランティアにより森林づくりの推進 ~県民の主体的な森づくり活動を支援しています~

○**NPO等民間団体が行う森林整備活動へ助成しています。**

地域全体で森林を守り育てる気運の醸成を図ります



七覚むらづくり協議会



なんぶ里山研究会



甘利山倶楽部



百年まちづくりの会

森林環境税を活用して3年間で16団体868人が参加しました

森林環境税

県民税均等割額に下記の額を上乗せ（超過課税）して納めていただきます。

個人

年額 **500円**

- 県内に住所がある方^{*1}
- 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方^{*1}

- ^{*}1 次の方には課税されません。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - 前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方
 - 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

法人

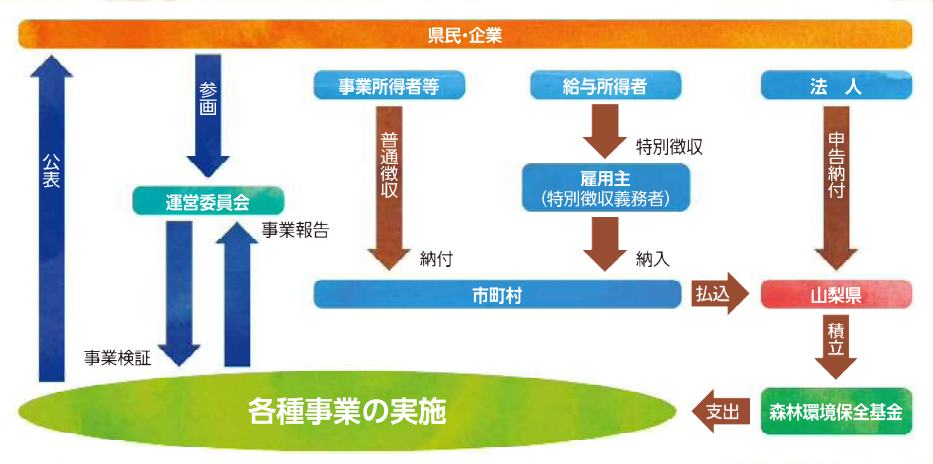
均等割額の**5%**^{*2}

- 県内に事務所、事業所、寮等をもっている法人等

^{*}2 平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税対象となります。

森林環境税の仕組み

下記の図は森林環境税による事業の流れを示しています。



- 個人の方については個人県民税として、法人等については法人県民税として納めていただきます。
- 森林環境税による税収は、森林環境保全基金へ積み立て、透明性を確保します。
- 運営委員会を設置し、事業の検証を行い、広く意見を反映できる仕組みとします。

お問い合わせ

税を活用した事業について

山梨県庁森林環境部森林環境総務課 … 055-223-1634
 中北林務環境事務所 … 0551-23-3089 峡南林務環境事務所 … 055-240-4168
 峡東林務環境事務所 … 0553-20-2722 富士・東部林務環境事務所 … 0554-45-7813

税の仕組みについて

山梨県庁総務部税務課 … 055-223-1387

やまなし森づくり



森林環境税を使った取り組み



山梨の77.8%を覆う森林は、山梨に降りそそぐ光と水を
 受け止め、私たちの暮らしを支えています。
 山梨の森林を健全な姿で未来に引き継ぐための新たな
 取り組みに、森林環境税は役立てられています。

山梨県森林環境保全基金運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県森林環境保全基金を財源として実施される事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、「山梨県森林環境保全基金運営委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(委員及び組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、山梨県森林環境部森林環境総務課が行う。

(その他)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から適用する。

山梨県森林環境保全基金運営委員会設置要綱新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第6条 委員長は、必要と認めるときは、</u> <u>委員以外の者を委員会に出席させて、</u> <u>意見を述べさせ、又は説明させることが</u> <u>できる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第<u>7</u>条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年 月 日から 適用する。</p>	<p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(委任)</p> <p>第<u>6</u>条 (略)</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/>